

虐待防止のための指針

社会福祉法人川口市社会福祉協議会訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法（以下「障害者等虐待防止法」という。）の趣旨を踏まえ、事業所全体で利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むために本指針を制定する。

1. 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者等虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

2. 虐待の種類

（障害者等虐待防止法による定義）

①身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
②性的虐待	利用者に対してわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
③放棄・放任 （ネグレクト）	意図的であるか、結果であるかを問わず、介護や生活の世話をしている擁護者が、その提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、利用者自身の身体・精神状態を悪化させていること。
④心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
⑤経済的虐待	利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 利用者虐待の防止体制

（1）虐待防止責任者の設置

事業所管理者は、虐待防止責任者となり虐待の未然防止に率先して取り組む。

（2）虐待防止担当者の配置

虐待防止担当者には、現場における虐待防止のリーダーとして、サービス担当責任者、主任介護支援専門員などの現場の責任者をあてる。

虐待防止担当者は、職員一人ひとりに対して、虐待防止という意識付けを図るとともに、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行うなど虐待防止に取り組む。

また、ヒヤリハット報告や事故報告については、確実な現場検証を行い、事故等の再発防止に取り組む。

4. 虐待防止委員会の設置

（1）利用者の人権を擁護し、事業所における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置する。

（2）虐待防止委員会は、虐待防止責任者、虐待防止担当者等から構成する。

（3）虐待防止委員会は年1回以上開催し、次のことを協議する。協議した内容は、事業所職員全員に周知徹底する。

- ① 虐待の防止のための指針の整備
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ③ 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑤ 虐待・虐待の疑いの事案の検証、分析及び事業実施体制の評価に関する事
- ⑥ 身体拘束等の適正化のための対策に関する事

5. 虐待防止のための職員研修

虐待防止のための職員研修を原則年 1 回以上及び職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

7. 虐待等が発生した場合の報告及び通報体制

(1) 職員の報告

職員は、虐待を受けた利用者を目撃又は虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、速やかに虐待防止担当者や事業所管理者等に報告する。

(2) 虐待防止担当者や事業所管理者等の通報

虐待防止担当者や事業所管理者等は、虐待等について職員や利用者の家族から相談を受けた場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、速やかに関係職員等から聴き取りを行うとともに、現場検証を行い写真や記録を残す。

こうした調査の結果、虐待と疑われる場合は、速やかに市町村（地域包括支援センター、長寿支援課、障害者虐待防止センター等）に通報し、虐待防止委員会に報告する。

また、利用者に対する不適切な支援について職員等から報告があった場合も、同様に関係職員等から聴き取り等を行い、虐待と疑われる場合は、速やかに市町村（地域包括支援センター、長寿支援課、障害者虐待防止センター等）に通報し、虐待防止委員会に報告する。

(3) 虐待防止委員会による事案の検証及び再発防止策の作成

虐待防止委員会は、事業所管理者等からの報告を踏まえ、必要に応じて関係職員からの聞き取りを行うなど事実確認・検証を行い、原因の除去と再発防止策を作成し、再発防止策を職員へ周知及び実行を行う。再発防止策を実行後、効果評価の実施を行う。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ川口市成年後見センター等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

9. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情が発生した場合受付担当者は管理者とする。相談に寄せられた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者の不利益が生じないように、細心の注意を払うとともに指針6、7に則り対処する。

10. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者及びその家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。

11. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。